

寒川町立の学校に勤務する職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月26日

寒川町教育委員会

教 育 長 大 川 勝 徳

寒川町教育委員会規則第5号

寒川町立の学校に勤務する職員の勤務時間の割振り等の特例に関する規則の一部を改正する規則

寒川町立の学校に勤務する職員の勤務時間の割振り等の特例に関する規則（昭和54年寒川町教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

寒川町立の学校及びその他の教育機関に勤務する職員の勤務時間等の特例に関する規則

第1条中「学校」の次に「及びその他の教育機関」を加え、「勤務時間の割振り等」を「勤務時間等」に改める。

第2条を次のように改める。

（対象職員の範囲及び勤務時間の割振り等）

第2条 勤務時間等について、特例の対象となる職員の範囲及び職員の勤務時間の割振り等は、別表第1（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。））にあつては、別表第2）のとおりとする。

2 別表第2の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）又は育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員（以下「育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員」という。）について準用する。この場合において、同表職員の欄中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「育児短時間勤務職員等又は育児短時間勤務に伴

う短時間勤務職員」と、同表勤務時間及びその割振りの欄中「1日につき7時間45分とし、4週間」及び「1日につき午前7時から午後6時までの間の7時間45分とし、4週間」とあるのはそれぞれ「4週間」と、「15時間30分から31時間」とあるのは「育児短時間勤務職員等にあつては19時間25分から24時間35分まで、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員にあつては19時間20分」と、休憩時間の欄中「1時間」とあるのは「1時間以内」と読み替えるものとする。

- 3 校長及び課等の長は、別表第1及び別表第2の規定中校長及び課等の長が定めるところとされる事項を定めようとするときは、あらかじめ教育政策課長と協議しなければならない。

第3条中「勤務時間の割振り等」を「勤務時間等」に改め、同条を第4条とし、同条の前に次の1条を加える。

(暫定又は急施の際の措置)

第3条 前条の規定によるもののほか、教育政策課長は、暫定又は急施の必要があつて別表第1又は別表第2に規定する職員と同等の勤務又はこれに準ずる勤務をする必要が生じた職員の勤務時間等の特例について、別表第1又は別表第2の規定に準じて別に定めることができる。

別表を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

対象職員	勤務時間及びその割振り	休憩時間	週休日
寒川町立学校に勤務する職員	勤務時間は、1日につき7時間45分とし、4週間につき1週間当たりの勤務時間が38時間45	勤務時間中に1時間とし、その制限は、校長が定める。	一般の職員に同じ。

	分となるように勤務の実情に応じ校長が定める。		
寒川学校給食センターに勤務する職員	勤務時間は、1日につき午前7時から午後6時までの間の7時間45分とし、4週間につき1週間当たりの勤務時間が38時間45分となるように勤務の実情に応じ課等の長が定める。	勤務時間中に1時間とし、その制限は、課等の長が定める。	一般の職員に同じ。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第2条関係）

対象職員	勤務時間及びその割振り	休憩時間	週休日
寒川町立学校に勤務する職員	勤務時間は、1日につき7時間45分とし、4週間につき1週間当たりの勤務時間が15時間30分から31時間までとなるように勤務の実情に応じ校長が定める。	勤務時間中に1時間とし、その制限は、校長が定める。	一般の職員に同じ。

<p>寒川学校給食センターに勤務する職員</p>	<p>勤務時間は、1日につき午前7時から午後6時までの間の7時間45分とし、4週間につき1週間当たりの勤務時間が15時間30分から31時間までとなるように勤務の実情に応じ課等の長が定める。</p>	<p>勤務時間中に1時間とし、その制限は、課等の長が定める。</p>	<p>一般の職員に同じ。</p>
--------------------------	--	------------------------------------	------------------

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。